



第48号



春の火災予防運動 4月20日～4月30日

《全国统一標語》
『「消したかな」あなたを守る 台言葉』
《留萌消防組合テーマ》
『火災から 生命を 守ろう』

午後8時サイレン吹鳴

春の火災予防運動が実施されます

4月20日(水)から4月30日(土)までの間、「消したかな」あなたを守る台言葉、を統一標語に春の火災予防運動が実施されます。
これからの時季、空気が乾燥して火災が発生しやすい気候となります。陽気に誘われ出かける機会が多くなるこの季節、火に対する警戒心がおろそかにならないよう家庭や職場の中でも話し合ひましょう。

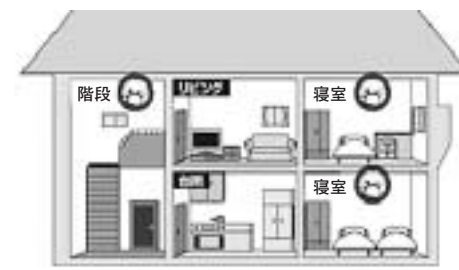
留萌消防組合では火災予防運動期間中、火災防ぎよ訓練、住宅防火展など、さまざまな行事を行います。皆さんもこの機会にもう一度、火災予防について考えてみましょう。



6月1日 完全義務化!! 住宅用火災警報器の設置義務化が迫っています

全国では毎年、住宅火災により1,000人を超える方が亡くなっています。特に「逃げ遅れ」による死者が多く、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が今年の6月1日から完全義務化となります。
まだ設置していない方は尊い生命、大切な財産を守るため早めに設置してください。
設置場所は、寝室と2階に寝室がある場合は階段室になります。
また、消防署では6月以降に市内住宅の全戸調査を予定していますので、実施の際はご協力をよろしくお願いいたします。

※消防職員による訪問販売及び、販売の斡旋は行っていませんので悪徳業者には十分注意し、おかしなところから消防署へ連絡してください。



住宅用火災警報器設置例

消火器の一体型リサイクルシステムをご存じですか?

今、ご家庭・職場にある消火器は本体の腐食、サビなどはありませんか?
本体に亀裂やサビがあったり、製造されてから8年以上経過しているような古い消火器は使用時に爆発する危険性があります。使わずに業者へ引き取ってもらいましょう。
消火器は一般ゴミ・粗大ゴミでは回収できません。そのため、新しいリサイクルシステムが2010年1月にでき、このメーカーの廃消火器でも引き取ることが可能となりました。

2010年以降に製造されている消火器には購入時にリサイクルシールが貼ってありますが、それ以前に製造された消火器には、リサイクルシールが貼られていないため、処分時にリサイクルシールを購入し貼る必要があります。
廃消火器の処分方法は、引き取り窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページを確認してください。



お問い合わせ先
消火器リサイクル推進センター
TEL 03-5829-6773
ゆうパックコールセンター
TEL 0120-822-1306

消防団協力事業所制度

留萌消防組合では、平成22年10月1日から「消防団協力事業所制度」を導入しました。

この制度は、消防団員数が減少傾向にあることから、地元企業・事業所の協力を得て、地域防災力の強化を図っていくこととするもので、消火活動や自然災害などの大規模災害時において住民の安全確保、被害軽減の活動に必要な不可欠な消防団員の確保を促進することを目的としています。消防団活動への協力を通じて社会貢献が顕著であると認められる事業所を消防団協力事業所と認定し、その証として表示証(プレート)を交付するものです。

具体的には、消防団員を複数名雇用している事業所など消防団防災活動に対し特に積極的に協力している事業所が対象となります。
平成22年度においては、留萌市の祐川商店・米倉水産、小平町の小平自動車運輸・新名建設の4社が認定を受けました。

消防団活動は地域の皆さんのご理解に支えられています。地域防災のため、消防団へのご協力をよろしくお願いいたします。



認定表示証

危険物講習会のお知らせ

『危険物取扱者試験準備講習会』
平成23年度危険物取扱者試験が留萌では6月5日と11月6日に実施されます。それに伴い受験される方を対象に危険物取扱者試験準備講習会を次の通り実施します。

講習日時
平成23年5月16日(月)から5月19日(木)までの4日間、午後6時から午後9時まで。

場所
末広町4丁目
留萌消防会館2階

定員
30名

『危険物取扱者保安講習会』
平成23年度危険物取扱者保安講習会を次の通り実施します。

講習日
平成23年6月15日(水)

場所
見晴町2丁目
留萌市中央公民館

各講習のお申し込み・お問い合わせ先
留萌消防署予防課保安係
TEL 42-2295

救急救命講習について

留萌消防組合では、住民の方々に応急手当講習を実施しております。これは、救急車が到着するまでの応急手当が非常に重要であり、その必要性や有効性について、住民の方に理解してもらうためのものです。平成6年から実施し、平成22年12月末までに約6,100名の方が受講しております。

また、AEDの設置施設も年々増加しており、住民の方々がスムーズに応急手当を実施していただくためにも、沢山の方に応急手当講習を受講していただきたいと思ひます。受講希望の方、受講内容のお問い合わせなどございましたら担当係までご連絡ください。

お問い合わせ担当係
留萌消防署消防課指令救急係

「救命の連鎖」

- 早い通報: 落ち着いて、はっきりと119番通報する。
- 早い応急処置: 救急車の到着前に心肺蘇生法などの応急手当を行う。
- 早い救急処置: 救急救命士等の行う除動機などの高度な応急処置
- 早い医療処置: 医療機関における医療処置

少年消防クラブ員と指導員を募集します



●紙面に対するお問い合わせ先●
留萌消防組合
留萌消防署 予防課 予防係
電話 42-2211
FAX 43-5153

古い消火器は使わないで下さい。

住宅用火災警報器を設置しましょう。